

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200298号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200023号

第1 結論

昭和41年*月から昭和47年2月までの請求期間及び昭和47年6月から昭和48年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年*月から昭和47年2月まで
② 昭和47年6月から昭和48年1月まで

私が20歳となった際に、母が、A県B町役場で私の国民年金の加入手続を行い、自治会の集金人に、母の国民年金保険料(以下「保険料」という。)と一緒に私の分も納付してくれていた。

その後、昭和43年2月に結婚してC市に転居してからは、市役所から送られてきた納付書に現金を添えて、市内の金融機関で保険料を納付していた。当時の保険料は一月450円で、3か月ごとに1,350円を納付していたように思う。

昭和44年10月に離婚した後は実家に戻り、昭和47年3月にD社に就職するまでの間は、結婚前と同様に母親が、また、同社を退職した同年6月からは自分自身で、それぞれB町役場で保険料を納付していたと思う。

調査の上、請求期間の記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、自身が20歳となった際に、母親がB町役場で国民年金の加入手続を行い、それ以降、A県に居住していた期間においては、母親又は自分自身が、保険料を納付したはずであり、母及び妹と同様に同県で付番された年金の番号を保有していたので、その番号に基づく納付記録があるはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者の国民年金番号「*」は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和49年7月か

ら同年8月頃に払い出されたと推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求期間当時に、B町を管轄していたE社会保険事務所（当時）において、昭和41年*月から昭和42年*月までの期間に同町に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

これらのことから、請求者は、昭和49年7月から同年8月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、昭和41年*月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

- 2 請求者は、請求期間①のうち、実家に居住していた期間については、母親が、自身の分と一緒に請求者の保険料を納付してくれていた旨陳述しているが、請求者の母親に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和36年4月から昭和57年*月までの期間の保険料は、請求者が20歳になる前の昭和36年9月1日に前納されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しない上、請求者の母親は既に亡くなっており、当時の状況について聴取することができない。

また、請求者は、請求期間①のうち、婚姻期間中の昭和43年2月から昭和44年10月までの保険料については、C市役所から送付された納付書に現金を添えて、F銀行G支店で3か月ごとに1,350円を納付していたと思うとしているが、C市の市報「*（46.5.1）」によると、同銀行本店又は支店において、納付書により保険料を納める方式になったのは昭和46年度からであり、当該期間の保険料は一月200円又は250円であったことから、請求者が納付したとする金額と相違している。

さらに、請求者は、請求期間②については、自分自身でB町役場において、保険料を納付していたと思うとしているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等については分からない旨陳述していることから、当該期間に係る状況は不明である。

- 3 そのほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。